

# 平成30年3月31日に有効期間満了を迎える 介護予防サービス事業所の皆様へ

## 介護予防サービスの指定更新手続きの特例について

平成18年4月1日の介護予防サービスの創設に伴い、多くの事業所が平成18年4月1日に介護予防サービスの指定を受けております。  
このことに伴い、平成30年3月31日に有効期間の満了を迎える介護予防サービス等につきましては、更新申請の受付期間の特例を設けますので、ご協力をお願いいたします。

### 記

※ 下記は原則的な取り扱いです。  
実際の申請方法等については、各総合振興局（振興局）からの通知をご確認ください。

#### 1 特例手続きの対象となる事業所

- ① 有効期間満了日が平成30年3月31日の介護予防サービス事業所
- ② ①と一体的に運営する居宅サービス事業所（以下、本体サービス）のうち、有効期間満了日が平成30年1月1日から平成30年3月31日の事業所

#### 2 受付期間

平成29年12月以降、随時、各総合振興局（振興局）から文書でお知らせいたします。

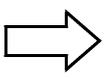
#### 3 提出書類

『介護サービス事業者の指定（許可）更新申請のしおり』の中に記載されている、3 更新申請書類の作成方法（P7～）をご確認願います。

#### 4 申請方法の留意事項

- (1) 

介護予防サービス（有効期間満了日 <b>H30.3.31</b> ）
-----
本体サービス（有効期間満了日 <b>H30.1.1</b> ～ <b>H30.3.31</b> ）



同時に申請 してください。
------------------

  - 必要書類 『しおり』P8（③「居宅サービスと同一事業所で一体的に運営する介護予防サービスを同時に更新申請する場合」）～P10を参照してください。
- (2) 

介護予防サービス（有効期間満了日 <b>H30.3.31</b> ）
※ 本体サービスの有効期間満了日が <b>H30.4.1</b> 以降

  - 必要書類 『しおり』P8（②介護予防サービス「ア 居宅サービスと同一事業所で一体的に運営する介護予防サービス」・P11を参照してください。
- (3) 

介護予防サービス（有効期間満了日 <b>H30.3.31</b> ）
※ 本体サービスなし（単独運営の介護予防サービス）

  - 必要書類 『しおり』P8（②介護予防サービス「イ 単独で運営する介護予防サービス」）及びP10を参照してください。

※ 次の事業所は特例の対象となりません。  
・ 居宅介護支援事業所、介護保険施設、居宅サービス単独運営の事業所  
・ 一体的に運営する介護予防サービスの有効期間満了日が H30.4.1 以降の居宅サービス事業所